

(働き方改革関連法)

働き方改革関連法が成立・公布されました

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

○ポイント1 施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

○ポイント2 施行:2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

○ポイント3 施行:2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法の改正内容の詳細、お悩み相談窓口、中小企業支援策については神奈川労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/120141.html

(神奈川働き方改革推進支援センター)

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します。

～神奈川働き方改革推進支援センターのご案内～

働き方改革を実現するためには、我が国の労働者の7割を使用する中小企業・小規模事業者においてもその趣旨をご理解いただき、その上でしっかり取り組んでいただくことが重要です。また、昨今人手不足感が高まっている中小企業等においては、一層の生産性の向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが必要とされています。

神奈川働き方改革推進支援センターでは、中小企業等の働き方改革の実現に向けた、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金等非正規労働者の処遇改善、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の解消に向けた雇用管理改善などの取組について、必要な情報やノウハウを無料で提供し、ワンストップで支援します。

【神奈川働き方改革推進支援センター】神奈川県中小企業団体中央会受託

○本所

電話番号 045-307-3775

所在地 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 中小企業センター9階

○出張所

電話番号 046-204-6111

所在地 神奈川県海老名市めぐみ町6-2

【専用メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝日除く。)

▼ ご希望に応じて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が直接企業に訪問することも可能です。

▼ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。